



広報

まっかり

2024

1

No.668

今年も
よろしくお願ひいたします



笑顔でつなぐ
うるおいあふれる村
まっかり



1月号の主な内容

新年のごあいさつ
物価高騰への支援について
令和3年度「4つの財務書類」を公表
除排雪の担い手を応援します

■発行／北海道虻田郡真狩村
〒048-1631
北海道虻田郡真狩村字真狩 118 番地
TEL 0136-45-2121(代) FAX 0136-45-3162
<https://www.vill.makkari.lg.jp>
■編集／企画情報課企画情報係
■令和6年1月1日発行



新年のごあいさつ



真狩村長
岩原 清一

新年あけましておめでとう
ございます。村民の皆様にお
かれましては、新たな年の幕
開けを、健やかに希望を持っ
てお迎えのこととお慶び申し
上げます。

昨年を振り返りますと、こ
れまで私たちが長く苦しめて
きた新型コロナウイルスの法
的な行動規制が個人判断に委
ねられ、ようやく生活にも解
放感を感じ、イベント・行事
等の再開など地域の賑わいと
笑顔が戻ってきました。

しかし、不安定な世界情勢
により、原油価格や、電気・
ガス・食料品等の価格高騰は
依然続いています。村では家
計への負担が大きい世帯など
に対し、独自の経済支援を
行ってきました。さらに夏の
記録的な酷暑も重なり、厳し
い経営を強いられている農家
や酪農家に対して国・道の給

付金に上乗せ支給する形で応
援もいたしました。

今、世界は分断化による食
料やエネルギー危機、気候変
動や人口減少問題など喫緊の
課題が山積みです。村におい
ては脱炭素社会の実現、デジ
タル化の推進、さらには移住・
定住促進と子ども・子育て支
援、医療・福祉の充実や人材
育成など、真狩の未来を創造
する政策を一步一歩進めなが
ら、確かな村づくりを目指し
ていきます。

今年、「甲辰（きのえた
つ）」です。「成功という芽
が成長していき、あるべき姿
を整えていく」という意味を
持ち、コロナ禍後の新しい社
会にふさわしい干支です。
令和6年が皆様にとって希
望に満ち溢れる年になります
よう心から祈念申し上げ、年
頭のごあいさつといたします。



真狩村議会議員
佐伯 秀範

新年明けましておめでとう
ございます。村民の皆様にお
かれましては、希望に満ちた
輝かしい新年をお迎えのこと
と心からお慶び申し上げます。
また、日頃から村政、議
会運営に格別のご理解とご支
援を賜り、誠にありがとうございます。

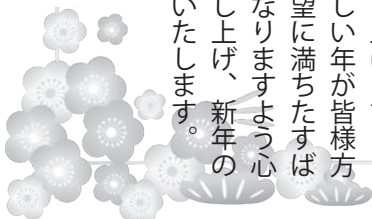
さて、3年以上続いたコロ
ナ禍が明け、行動規制もなく
なり、お祭りなどのイベント
も開催され、ようやく従来の
賑わいを取り戻しつつありま
す。しかし、国際情勢の緊迫
化による燃料費をはじめとし
た物価高騰により、地方財政
は非常に厳しい状況が続いて
います。

また、災害の少ない本村で
はありますが、全国的には集
中豪雨や地震が頻発してお
り、大規模災害の発生が懸念
されるところです。

そのような中、住民の生命
財産を守る防災対策や地域活
性化などの諸課題の解決に向
け、執行機関と互いに研鑽し
合い、安心して暮らし続けら
れる村づくりに努めていきま
す。

また、昨年4月には本村議
会でも、選挙が行われ、新人
1名と現職7名の8名体制で
4年間のスタートを切りまし
た。村民の皆様の負託に応え
られるよう、議員一同、議決
機関として職責を果たしてい
く所存ですので、なお一層の
ご支援、ご協力を賜りますよ
う、お願い申し上げます。

結びに、新しい年が皆様方
にとって、希望に満ちたすば
らしい一年となりますよう心
よりご祈念申し上げます。新
年のごあいさつといたします。



物価高騰への支援について

真狩村電気料高騰 対策支援給付金



企画情報課企画情報係
☎ 0136-45-3613

エネルギー・食料品価格等、物価高の影響による住民生活の負担軽減のため、真狩村全世帯を対象とした給付金事業を実施します。

【対象者】

令和5年12月1日から真狩村の住民基本台帳に継続して登録されている世帯主

【給付額】

1世帯につき1万円（1回限り）

【申請等】

お届けする「申請書」をご返送ください

【申請期間】

令和6年1月15日～2月29日

真狩村子育て 応援給付金



企画情報課企画情報係
☎ 0136-45-3613

エネルギー・物価高騰の影響により増加する子育てに要する経費負担軽減のため、子育て世帯を対象とした給付金事業を実施します。

【対象者】

令和5年12月1日から真狩村の住民基本台帳に継続して登録されている者で、申請時に18歳（高校3年生）以下の子を扶養する世帯主

【給付額】

18歳（高校3年生）以下の子1人につき1万5千円

【申請等】

お届けする「申請書」をご返送ください

【申請期間】

令和6年1月15日～2月29日

令和5年度福祉 灯油等助成事業



住民課福祉係
☎ 0136-45-3612

灯油価格等の高騰により生活に影響が大きい高齢者世帯等に対し、暖房費用の一部を助成します。

【対象世帯】 令和5年度住民税非課税世帯のうち、いずれかに該当する世帯

- ① 65歳以上の方で構成する世帯（18歳以下の児童と同居する場合を含む）
- ② 身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳または精神保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ③ ひとり親家庭等医療費受給世帯

【申請受付】 1月10日～2月29日

灯油等の合計1万円以上の領収書等を提出

低所得世帯支援 給付金（追加給付）



住民課福祉係
☎ 0136-45-3612

物価高のため厳しい状況にある低所得世帯に対し7万円の追加給付事業を実施します。

【対象者】

令和5年12月1日に本村に居住する世帯のうち世帯全員の令和5年度分市町村民税均等割額が、非課税である世帯（追加給付）
※扶養控除になっている世帯を除く

【給付額】

1世帯につき7万円

【申請等】

詳細が決まり次第、別途お知らせします

各給付金等の詳細については、広報折込チラシ、村ホームページをご覧ください

令和3年度決算に基づく一般会計 統一的な基準による

「4つの財務書類」を公表します

1. 貸借対照表（バランスシート）

村がサービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）でまかなってきたかを総括的に対照した一覧表です。

借方 資産の部		貸方 資産の部		
村が所有している資産総額です。道路・公園などの公共資産と現金預金などがあります		将来、支払い義務が発生するもので、ほとんどが村債です。「将来世代が負担する部分」ともいえます		
公共資産	96億1692万円	道路、橋梁、公園、学校など	負債合計	29億7701万円
投資など	6億7409万円	出資金や公共施設整備基金などの特定目的基金	純資産の部	
流動資産	4億7460万円	現金、財政調整基金、未収金など	資産と負債の差額で、住民サービスを提供するための財産を取得した財源のうち、「現在までの世代が負担した部分」ともいえます。	
うち、歳計現金	7324万円		純資産合計	77億8860万円
資産合計		107億6561万円	負債・純資産合計	107億6561万円

1人あたりでは・・・

①村民1人当たりの資産と負債残高
資産 = 552万円、公債 = 153万円

4つの表を活用し、村の財政分析に努めます

資産合計 107億6561万円 負債合計 29億7701万円
1,951人 1,951人（令和4年3月31日）

1人当たりの資産・負債は前年とほぼ同額の水準で推移しています。



2. 資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）

1年間の現金の流れを性質の異なる3つの区分に分けて表したものです。

○業務活動…継続的な行政サービス ○投資活動…資産形成・貸付金など ○財務活動…地方債など

区分	金額
業務活動収支額	5億4579万円
投資活動収支額	△5億7908万円
財務活動収支額	△1061万円
令和3年度歳計現金増減額	4390万円
期首歳計現金残高	1億1714万円
期末歳計現金残高	7324万円

1年間の現金の流れを性質の異なる3つの区分に分けて表したものです。



3. 行政コスト計算書

1年間の行政活動のうち、福祉活動やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源（使用料・手数料など）を対比させた財務書類です。

項 目		令和3年度
A	経常費用	27億4016万円
内訳	1.人にかかるコスト（人件費など）	6億5060万円
	2.物にかかるコスト	12億475万円
	3.移転支出的なコスト	8億5808万円
	4.その他のコスト（公債費等の利息など）	2673万円
B	経常収益（使用料、手数料、分担金など）	1億9748万円
C	純経常行政コスト（A - B）	25億4268万円
D	純行政コスト	25億2181万円

4. 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産に計上されている各数値が1年間でどのように変動したかを表しています。

	純資産合計
期首（元年度末）純資産残高	78億1309万円
純行政コスト	△25億2181万円
一般財源（村税、地方交付税など）	19億7120万円
補助金など	5億2612万円
資産評価差額・無償所管換等・その他	-
期末（2年度末）純資産残高	77億8860万円

財務書類の分析結果

さまざまな指標を算出することで、村の財政状況を分析することができます

指標	数値	分析
純資産比率 （将来返済しなくてよい財産）	72.35%	村が所有している固定資産、基金などの資産と将来返済が必要な公債などの負債についてのバランスは、資産が同規模平均よりやや低めですが、将来世代に利用可能な資源を残すことができます。
資産老朽化比率	70.38%	近年は村施設の解体を進めていますが、施設などの固定資産の老朽化は前年よりも進んでいます。
村民1人当たりの資産額	552万円	村施設の価値が減価償却により減少している一方、施設の更新も行っているため、前年とほぼ同じ水準となっています。
村民1人当たりの負債額	153万円	新しい借金が増えましたが、返済も適正に行っているため、前年とほぼ同じ水準となっています。
村民1人当たりの行政コスト	129万円	令和3年度は前年に比べると△20万円となりました。前年は各給付金の影響により一時的に増加していました。
受益者負担の割合	7.21%	村施設について、利用者から適正な使用料・負担金を得ることで、施設の運営管理が実施できています。
基礎的財政収支	3056万円	社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費を税収等で賄えているかを示す指標。令和3年度はプラスのため、黒字を示しています。

●法で公表が義務付けられている4つの普通会計の財政健全化判断比率（令和3年度決算）

	実質赤字比率（%）	連結実質赤字比率（%）	実質公債費比率（%）	将来負担比率（%）
真狩村	0.0	0.0	10.7	67.5
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0

税務課からのお知らせ

住民税の申告相談が始まります

申告について

確定申告（所得税の申告）をした場合は、住民税の申告は必要ありません。住民税申告は令和6年1月1日現在、真狩村に住所があった人が対象です。

所得税の源泉徴収額があり所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。

以下①～③は申告が必要か簡易的に判断するもので、当てはまらない場合もあります。

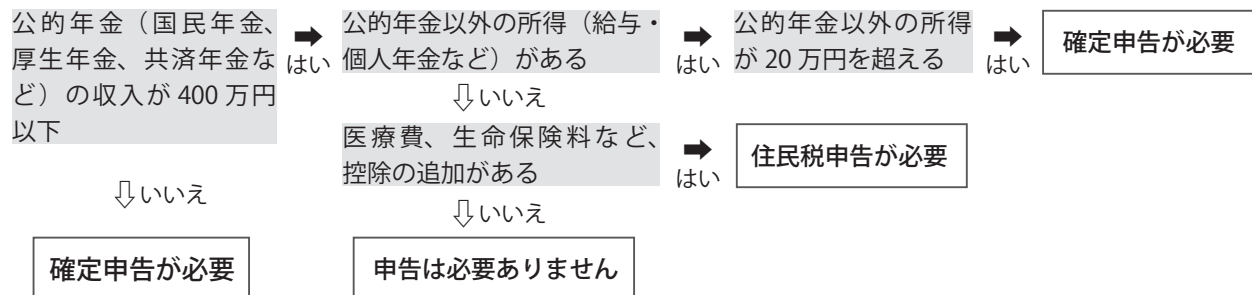
① 令和5年中に収入がなかった人

※遺族年金、障害年金、失業給付金等の非課税所得のみの方も該当します

原則申告不要です。ただし、以下に該当する人は住民税申告が必要になる場合があります。

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している
- 公営住宅に入居している
- 国民年金保険料の免除申請や児童手当などの受給資格の認定を受ける
- 課税（非課税）証明書の交付が必要である

② 主に公的年金収入のあった人



③ 主に給与収入があった人

年末調整をされている場合、原則申告不要です。ただし、以下に該当する人は確定申告が必要になる場合があります。

- 年末調整の内容に変更がある
- 年末調整が済んでいない
- 医療費、寄附金など控除の追加がある
- 20万円を超える給与収入以外の所得がある
- 2か所以上から給与を受け、年末調整していない給与額とその他の所得の合計が20万円を超える
- 給与収入が2千万円を超える

④ 以下に該当する人

- 土地や建物の売却による譲渡所得がある
- はじめて所得税の住宅借入金等特別控除を受ける
- 上場株式の売却による譲渡所得がある
- 青色申告、死亡した人の確定申告（準確定申告）をする
- 上場株式の配当所得がある

確定申告について

令和6年2月16日(金)～3月15日(金)まで

令和5年分所得税の確定申告の受付が2月16日から始まります。(還付申告は1月から税務署で受付しています)所得税の確定申告の受付は3月15日まで、消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告の受付は4月1日までです。

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、お早めに提出してください。

詳しくは、倶知安税務署個人課税部門(☎0136-22-1192)へお尋ねください。

※閉庁日(土日祝日等)は、役場および税務署での確定申告の受付は行っておりません。

e-Taxが便利です

スマートフォン・パソコンがあれば、国税に関する申告や納税、申請届出などの手続きを自宅から行うことができます。(※スマートフォンでの申告は一部制限あり)詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



申告に必要なもの

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など)
- ・確定申告のお知らせはがき(お持ちであれば)
- ・事業所得(農業、営業など)や不動産所得がある人は、収支内訳書が必要です。事前に収支内訳書を完成させ、収入や必要経費がわかる帳簿や領収書などを申告相談会場へ持参してください。
- ・給与、年金の源泉徴収票
- ・一時所得(生命保険一時金、損害保険返戻金など)や雑所得(個人年金、太陽光発電売電収入など)がある人はその収入や必要経費が分かるもの
- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの各種控除証明書、寄附金などの支払証明書
- ・医療費控除の明細書。事前に明細書を完成させ、申告会場へ持参してください。なお、領収書は確定申告期限等から5年間は自宅などで保管が必要です。
- ・国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は親族関係書類と送金関係書類
- ・通帳口座番号(所得税の還付や納付がある人のみ)

1月は税金の第4期納期です

令和6年1月25日(木)までに納めてください

対象となる税

住民税・固定資産税・国民健康保険税

★納税には便利な口座振替をご利用ください。(役場税務課窓口で手続きができます)

※次の事項にご留意ください。

- ①一般の窓口納付の方は、納税通知書を持参のうえ、役場出納室または納税通知書に記載されている金融機関で納付してください。
- ②口座振替の方は、振替日(1月25日)の前日までに残高の確認をお願いします。

お問合せ

税務課税務係 ☎0136-45-3611

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度で、同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

対象となる方には、令和6年3月～4月頃に通知があり、市区町村窓口への申請が必要となります。

※後期高齢者医療制度又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：令和4年8月1日～令和5年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得 690万円以上】 212万円
		【課税所得 380万円以上】 141万円
		【課税所得 145万円以上】 67万円
2割	一定以上所得者	56万円
1割	一般（※3）	31万円
	住民税 区分Ⅱ（※1）	19万円
	非課税世帯 区分Ⅰ（※2）	

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方。
 ※2 世帯全員が住民税非課税で世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下給与所得がある場合、その金額から10万円を控除）または、老齢福祉年金を受給している方

医療費助成のお知らせ

真狩村では、次の区分に該当する方の医療費を助成しています

区分	重度心身障害者	ひとり親家庭等	乳幼児等
対象者 (次のいずれかに該当する方)	① 身体障害者手帳の1級、2級又は3級（ただし、障害の種類による）に該当する方 ② 療育手帳のAに該当する方 ③ 精神保健福祉手帳1級に該当する方 ④ 精神科の医師に重度の知的障害と診断された方	① 「ひとり親家庭」とは、配偶者がいない「母」、「父」で、次のいずれかに該当する方 ・18歳未満の子を扶養又は監護している ・18歳以上20歳未満の子を扶養している ② 「児童」は、次のいずれかに該当する方 ・①の「母」又は「父」に扶養若しくは監護されている18歳未満の児童 ・①の「母」又は「父」に扶養されている18歳以上20歳未満の児童	中学校卒業までの乳幼児および児童
本人負担	① 村民税課税世帯の方は 1割負担 ② 3歳未満の児童または村民税非課税世帯の方は、 初診のみ次の負担 となり、再診の負担なし ・医科受診 580円 ・歯科受診 510円 ※ただし、精神保健福祉手帳1級の方は入院外の医療費のみ該当	① 村民税課税世帯の方は 1割負担 ② 3歳未満の児童または村民税非課税世帯の方は、 初診のみ次の負担 となり、再診の負担なし ・医科受診 580円 ・歯科受診 510円 ※ただし、「母」、「父」は入院時のみ該当	本人負担なし ※道外で受診した場合は、病院窓口で支払い後、村へ請求することで支給されます

留意点 *真狩村に住所を有しており、かつ各健康保険に加入している方が対象になります。（一部特例者を除く）

*重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成事業は、一定以上の所得がある世帯に属している場合は対象となりません。（乳幼児等医療費助成事業は、所得要件はありません。）

*健康保険適用外の負担は本事業の助成対象になりません。

*自立支援医療など他の公費負担制度の対象となる場合、他の公費負担制度が本制度より優先されますのでご注意ください。

お問合せ

住民課医療保険係 ☎ 0136-45-3612

要介護・要支援認定高齢者に対する税法上の障害者控除について

身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、一定の条件を満たす方は、障害者控除対象者の認定を受けることで、税法上の障害者控除を受けることができます。

真狩村では、住民課窓口において障害者控除対象者認定の受付及び認定書の交付を行っております。希望される方は印鑑をお持ちのうえ、役場住民課介護係（☎ 0136-45-3612）にてご申請ください。

● 認定申請のできる方

- ① 村内に住所を有する65歳以上の方
- ② 令和5年12月31日時点で要介護認定を受けている方または認定申請中の方
- ③ 要介護認定の関係書類（主治医意見書及び訪問調査書）において、以下の要件を満たす方

控除区分	認定基準
障害者控除 (いずれかに該当)	① 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「ランクA」以上 <ランクAの目安：屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない> ② 認知症高齢者の日常生活自立度が「ランクII」以上 <ランクIIの目安：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる>
特別障害者控除 (いずれかに該当)	① 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「ランクC」以上 <ランクCの目安：一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する> ② 認知症高齢者の日常生活自立度が「ランクIV」以上 <ランクIVの目安：日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする>



お問合せ

住民課介護係 ☎ 0136-45-3612

年末年始の救急当番病院

令和5年12月30日（土）～令和6年1月3日（水）

医療機関：JA厚生連倶知安厚生病院

受付時間：午前9時から午後5時（緊急は24時間）

診察内容：通常の日当直体制のほかに小児科・整形外科が下記の対応となります。

※小児科：小児科専門医師（24時間） ※整形外科：整形外科専門医師（24時間）


※他緊急時：専門科医師オンコール体制24時間

「救急当番病院」は、突発的な症状で緊急処置が必要な患者さんの受診窓口です。

軽い症状の際は、通常の診療時間内にかかりつけ医などの医療機関を受診しましょう。

ご存じですか？ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください

「児童扶養手当」・「特別児童扶養手当」制度

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
内 容	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です	精神又は身体に障がいをもつ児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です
支給対象	①父母が婚姻を解消した子ども ②父又は母が死亡した子ども ③父又は母が一定程度の障害の状態にある子ども ④父又は母が生死不明の子ども ⑤父又は母が1年以上遺棄している子ども ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども ⑦父又は母が1年以上拘禁されている子ども ⑧婚姻などによらないで生まれた子ども ⑨棄児などで父母がいるかいないか明らかでない子ども ※児童が18歳に達する日の属する年度まで支給	20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。 ※児童福祉施設等に入所している児童、障がいを理由として公的年金を受給できるときは対象となりません
支給額 (月額)	受給資格者の所得等や監護・養育する子どもの数により決められます。 ●子ども1人の場合 ・全部支給：月額44,140円 ・一部支給：月額44,130円～10,410円 ●子ども2人以上の加算額 ・2人目～全部支給：月額10,420円 一部支給：月額10,410円～5,210円 ・3人目以降1人につき～全部支給：月額6,250円 一部支給：月額6,240円～3,130円 ※受給者の前年の所得により減額又は停止の場合もあります	1級：月額53,700円 2級：月額35,760円 ※所得が限度額以上のときは手当の支給はありません 
支払時期	5月、7月、9月、11月、1月、3月にそれぞれ前月分までが支給されます	4月・8月・11月にそれぞれ前月分まで(11月は当月分まで)が支給されます。
受給するには	認定請求書に次の書類を添えて手続きして下さい。 ●請求書と対象児童の戸籍謄本 ●請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票(住民票謄本) ●その他必要書類(特別児童扶養手当の場合は診断書) ※印鑑、請求者名義の預金通帳をお持ちください。 ●現況届(児童扶養手当受給者は、毎年8月に現況届を提出して支給要件の審査を受けます。この届けを提出しないと、11月以降の手当が受けられません。なお、2年間届出をしないと資格がなくなります。)	

* 諸手当の詳細については、住民課福祉係へお問い合わせください。

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

広げよう 地域に根差した思いやり

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。地域住民の立場から生活や福祉全般の相談・援助活動を行っており、100年以上の歴史を持つ制度です。また、全ての民生委員は「児童委員」も兼ねており、子育ての不安等に関する相談や支援も行っています。

真狩村には10人の民生委員児童委員がいます。各地域の担当民生委員は、下記のとおりです。

- ◎合田 浩二：豊川、加野、神里、川崎、真狩 14・15 班
- 佐長 得幸：錦 1・2・3・4・13 班
- ・横山かおり：真狩 2・3・4・6・16 班
- ・山崎 秀一：見晴、緑岡、桜川、旭、真狩 12 班
- ・福田 恭子：社、富里、錦 8 班
- ◎民生委員協議会会長 ○民生委員協議会副会長
- ・遠藤美也子：真狩 5・7・8・9・10・13 班
- ・野村 秀幸：光、共明、泉、美原、真狩 1 班
- ・近井 直子：錦 5・6・7・9・11・12・14 班
- ・橘 伸也：全村 *主任児童委員
- ・漆原千鶴子：全村 *主任児童委員

福祉サービスの情報を提供し、
関係機関につなぎます

子育て・介護・生活など様々な相談を受けます。住民の身近な相談相手として、関係機関へのつなぎ役や地域の見守り役として活動します。

※民生委員・児童委員には守秘義務があり、ご相談内容の秘密は守ります。

お問合せ

住民課福祉係 ☎ 0136-45-3612

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます

法改正により、令和6年4月1日から、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に登記の申請をすることが義務化されます。また、相続登記をすると、土地や家屋の固定資産課税台帳の所有者が変更され、相続登記をした翌年の1月1日現在の所有者の方が翌年度の納税義務者となりますので、お早めの登記をお願いします。

なお、札幌法務局俱知安支局では、相続登記の手続案内（事前予約制）を行っていますので、ご自分で相続登記の申請を行う方は、法務省のホームページをご覧ください。ただか、俱知安支局（☎ 0136-22-0232）までお問い合わせください。



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」



(法務省ホームページ)

年末年始の歯科当番病院

月日	受付時間	病院名
12月29日	午前9時	菊地歯科医院京極診療所（京極町京極 423）TEL：0136-42-3130
12月30日		やまだ歯科医院（蘭越町 171-4）TEL：0136-57-5888
12月31日	から	フォーステック DC ようてい（俱知安町北 3 条西 2 丁目 11-2）TEL：0136-55-7800
1月1日	午前12時	京極ようてい歯科（京極町京極 216）TEL：0136-41-2222
1月2日	まで	伊藤歯科医院（俱知安町北 1 条西 2 丁目 20）TEL：0136-22-1595
1月3日		中川歯科医院（俱知安町南 1 条東 3 丁目 3）TEL：0136-23-2200



除雪についてのお願い



今年も雪の季節となりました。村では安全・安心な冬道対策として、万全の除雪体制をとって除雪作業を進めています。除雪作業をより効率的・効果的に行うため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

● 村の除雪作業は、村が管理する道路（村道）、通路、駐車場等を、村の除雪車と委託業者の除雪車で実施しています。

● 除雪車の出動については、明け方の降雪量10センチが目安となります。雪質および雪が降り続けているときなどは、安全かつ効果的に作業を進めるため、すぐに出勤しない場合があります。

● 通常、前日の日中から夜間に降った雪の除雪作業は翌朝から実施し、通勤・通学時間までには除雪を終える体制をとっています。状況によっては間に合わない場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

● また、「吹雪、暴風雪警報・注意報の発令中および夜間」の除雪は、作業安全上、原則的には出勤しませんので、ご理解をお願いします。



村からのお願いです

● 路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の最大の障害となります。たった1台の駐車場で作業が遅れ、地域の皆さんに迷惑をかけることとなりますので、注意しましょう。

● 早朝の除雪作業にご理解ください
朝の通勤・通学路等を確保するため、早朝の限られた時間内で除雪作業を行います。除雪車のエンジン音や振動等でご迷惑をおかけしますがご理解ください。

● むやみに道路へ雪を出さないでください
路上に除雪作業の支障となるような大量の雪が押し出されていたり、作業後の道路に再び雪が押し出されていたりすることがあります。作業後に雪を出すと、道路が凸凹になったり道幅が狭くなったり、緊急車両等の通行の支障となります。雪を捨てるときは、村指定の雪捨て場に運んでいただくようお願いいたします。

● また、除雪作業中の車両に近くと大変危険ですので、除雪中の雪出しは絶対にしないようにしてください。

※雪捨て場 真狩村字光26番地4

お問合せ

建設課管理係 ☎ 0136-45-3617



水道凍結にご注意ください

■水道本管以外の修理は自己負担となります

今年も厳しい冬がやってきます。水道管の凍結を防ぐため、夜間や長いあいだ水道を使用しないときは、必ず水抜きをしましょう。軽度な凍結の場合は、凍結した箇所にはタオルを巻き付け、お湯をかけると水が出るようになります。それでも水が出ない場合は、村の指定業者に修理をお申し込みください。

■水道料金が普段より高いと感じたときは

心当たりが無いのに、水道料金が普段より高いと感じたときは、漏水（給水管、水抜栓の破損など）の疑いがあります。このような時は、建設課上下水道係へご連絡願います。（漏水の箇所が分かっている場合は、直接、指定業者へ修理依頼しても構いません）指定業者が修理して、村に報告があった場合は、水道料金を減額することができます。

なお、給水装置は個々の所有物ですので漏水修理については、所有者負担となります。

真狩村指定給水装置工事事業者

会社名	電話番号
村上建設(株)	0136-45-2352
梅澤設備工業(株)	0136-33-2278
(株)高橋設備工業	0136-46-3103
(株)イトウ設備管工	0136-44-2083
(有)高山デンキ	0136-44-2938
(株)佐々木配管 ニセコ支店	0136-44-3750
(株)北海建業	0136-33-2139
(株)リビング梅田	0136-22-1582
本田興業(株)	0136-22-0198
(合)合田産業	0136-22-6540
正建設備(株)	0136-55-6398
(有)長澤設備	0136-57-5503

村内および近隣町村の事業者を抜粋
このほかの事業者は、村ホームページに掲載

お問合せ

建設課上下水道係 ☎ 0136-45-3617

特別豪雪地帯である本村では、個人住宅等の除雪に大型除雪車両での作業が必要になることから、民地の除雪事業の担い手となる住民に対し、大型特殊自動車運転免許等の取得費を補助します。

除排雪の担い手になってくれる方を応援します

最大
10万円
助成

補助対象

- 大型特殊自動車運転免許の取得費用
- 車両系建設機械(整地等)運転技能講習の受講費用

補助金額

上記補助対象経費の総額（最大10万円助成）

対象者

村内に住所を有し、以下のいずれかの事業に従事する意向のある方

- 除雪介護サービス事業
- 村内の除雪事業者が行う私有地除雪事業
- 個人間の契約による私有地除雪事業

真狩村役場企画情報課企画情報係

☎ 0136-45-3613

🔍 真狩村 補助金 ×

詳細はHPをご覧ください。





真狩高生が大賞を受賞

「米粉スイーツコンテスト 2023」



11月29日（水）、米粉スイーツコンテスト2023（主催：北海道経済連合会・北洋銀行）が開催され、真狩高校1年生の井上絢菜さんと上野小夏さんのチーム「イノウエノ、」が見事大賞を受賞しました。

初開催されたコンテストで、道内の高校生、大学生、専門学生から86作品の応募があった中での快挙です。おめでとうございます！

喜びに沸く真狩高校で2人にお話を伺うと、「書類審査が通っただけでも嬉しかったのに、まさか大賞を受賞できるなんて」と喜びを語ってくれました。



2人が考案した「かぼちゃでほっこりおこめのチェックケーキ」は、武田農園（字富里）のゆめぴりかの米粉と、授業で育てた「栗てまり」を使用。本審査では2時間半の制限時間内に作品を仕上げ、かぼちゃのシフォンケーキにカスタードクリームとかぼちゃクリームを重ね、チェック柄を表現しました。上にはサクサクのクランブルが飾られています。

井上さん（写真右）は、「栗てまりは入学後に初めて播種をして、大切に育てた思い入れのある野菜。迷わずメイン食材に選びました」と振り返ります。

一方、ゆめぴりかは、製粉機を使い本審査会場で粉末化し、香りや甘さを引き出すことにこだわったそうです。

本作品は、来年度に石屋製菓による商品化も検討されており、上野さん（写真左）は「シフォンケーキの『ふわふわ』、カスタードクリームの『とろとろ』、クランブルの『サクサク』、米粉で3つの食感を味わってもらえたら」と商品化を楽しみにしていました。



令和5年度上半期（4～9月）観光施設等入込数は“38.7万人”

今年度4～9月の入込数は、前年度上半期と比較して、約7万人少ない、38万7千人でした。

要因として、新型コロナウイルスの影響は一定程度脱したものの、酷暑の影響により屋外型観光地の入込客数が減少したものとされます。しかし、ユリ園コテージの宿泊数は前年比142.3%と、昨年ワーケーション設備などを整備した効果が表れており、村では今後も観光客のニーズを取り込みながら、観光PR事業や観光客誘致に取り組みます。





真狩村勤労者福利厚生資金融資制度

真狩村在住の勤労者の生活の安定及び向上を図ることを目的に、生活や教育のための資金の融資を行います。詳細については、北海道労働金庫倶知安支店（☎ 0136-22-0459）、または企画情報課商工観光係にお問合せください。

■対象者	村内在住の勤労者	■保証人	金融機関の規定に準じて行い、保証料は借入人本人負担
■融資用途	生活の安定及び向上に使用される生活資金	■融資金利	
■融資限度額		・生活資金	2.81%
・労金加入者	1人150万円以内	・教育資金	2.39%
・労金未加入者	1人100万円以内		
■担保	免除する		
■償還期間	5年以内		

※保証料が別途必要になります。
※金融機関の審査があります。

【お問合せ】
企画情報課商工観光係 ☎ 0136-45-3613

まっかりカーボンニュートラル通信

vol.21



「後志のむら連携協定」にて、研修会を開催しました

10月27日（金）に、管内6村で「後志のむら連携協定」の研修会を北海道庁（札幌市）で開催し、各村の防災やゼロカーボン担当課長が出席しました。

北海道胆振東部地震でのブラックアウトは私たちの記憶にも新しいところ、村内全域で停電が発生しました。このような地域が抱える課題の解決と、地球温暖化を防ぐための脱炭素化と一緒に進める動きが高まっており、公共施設へ再生可能エネルギー設備を導入し、施設の脱炭素化に加えて、災害・停電時にもエネルギー供給を可能とする仕組みが広がっています。

近隣では古平町の複合庁舎「かなえーる」の事例*などをご紹介いただき、地域課題×脱炭素化について考える機会となりました。



*「かなえーる」は、昨年5月にオープン。建物の南側に役場庁舎、北側に大ホールや図書館などを配置した複合施設。壁面に窓ガラス一体型の太陽光発電施設を導入し、地中熱ヒートポンプを活用するなどエネルギー消費量を国の基準の50%以下としたことなどが評価され、今年度の北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞（北海道主催）の省エネルギー部門大賞を受賞しました。





10 / 28 商工会創立 60 周年



真狩村商工会の創立 60 周年および女性部創立 50 周年記念式典が交流プラザで開催されました。

宮崎勝巳会長は式辞で「地域に根差した商工会・事業者として強化を図ります」と、決意を新たにしていました。役員功労者表彰もあり、元会長の大平雅彦さんらに感謝状が贈呈されました。式典後の祝賀会では参加者が和やかに懇談し、60 周年を祝っていました。



10 / 29 真狩村総合文化祭



真狩村文化団体協議会主催による、村総合文化祭を公民館で 4 年ぶりに開催しました。各文化活動のサークル展、保育所園児、小中学生および住民の方による作品展示のほか、書道の体験コーナーや茶道サークルによるお茶会もあり、多くの方が来場しました。

ずらりと並んだ力作を鑑賞しながら、来場者同士が感想を述べ合う姿も見られ、充実した秋の一日を過ごしました。



10 / 31 ふれあいの集い



「ふれあいの集い」が保健福祉センターで開催され、子どもと高齢者が交流を深めながら、楽しいひと時を過ごしました。

子ども向けにゲームがたくさん用意され、運営に真鶴会の方が参加するなど活躍されていました。日赤奉仕団によるキノコ汁の無料提供や、ボランティアの方による高齢者へのネイルサービス、生演奏にのせた読み聞かせも行われ、会場は賑わっていました。



11 / 16 スマホ教室を開催

ドコモスタッフの方を講師に、スマートフォンの基本的な操作や SNS の使い方などを学ぶスマホ教室を開催し、延べ 36 名が参加しました。

目的別に講座を設け、参加者はテキストを見ながら持参したスマートフォンを操作し、カメラやアプリのインストール方法、便利機能などを学び、地図アプリに触れた参加者は、「バスの時刻表が調べられる！」など喜ばれ、さらなる活用に前向きな様子でした。



11 / 25 村P連研究大会



真狩村PTA連合会研究大会が「親子で楽しむ音楽とお話のひととき」と題し、真狩小で開催されました。コロナ禍を経て5年ぶりの開催です。

札幌交響楽団の荒木均さんを講師に迎えた講演では音楽教育や文化活動の大切さが語られました。同団員による弦楽四重奏の演奏会もあり、クラシックからジブリの名曲など、約60人の参加者は素敵な演奏に耳を傾けていました。



11 / 27 まっかり給食週間



今年も、真狩産の食材や加工品を使用した「まっかり給食週間」を実施しました。27日には毎年野菜を寄贈いただいている三野農園の三野伸治さんが真狩小を訪れ、5年生と一緒に給食を食べました。

三野さんは、今年の猛暑の影響が野菜にも及んだことや、「真狩の野菜を食べて大きくなって」と児童に話してくれました。真狩産ハーブ豚のソーセージも並び、地元の美味しさが詰まった給食に、笑顔の子どもたちでした。



12 / 1 ベンチャーキッズ販売会

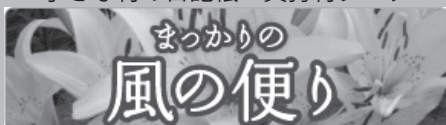


昨年に引き続き、商工会青年部が真狩小6年生を対象とした「ベンチャーキッズ支援事業」を実施しました。6年生は10月から4班に分かれ、事業計画書の作成や信金へ融資の依頼など、起業について学ぶことができました。

販売会では村内事業者から仕入れたパンやハーブ豚ソーセージ、スイーツ、お店とのコラボ商品などが並び、くらばんとコラボした『ゆり根クリームパン』を販売した班の佐藤希さんは「今日だけの限定商品です、いかがですか」と元気よく接客していました。

混雑を避けるため予約注文を受けていましたが、予想を超える注文数に仕入れを増やした班も。参観日と重なったこともあり、多くのお客さまが訪れ、販売会は大成功に終わりました。

村の話題を毎日お伝えします！
小さな村の日記帳・真狩村ブログ



真狩村ホームページ
(<https://www.vill.makkari.lg.jp/>)
から、クリックして
ご覧ください。

防災無線の放送内容など暮らしの情報
真狩村 Facebook ページ



真狩高校で金融リテラシー講座

真狩郵便局の皆さんから家計管理や資産形成について学ぶ金融リテラシー講座が、真狩高校で開催されました。1年生の家庭科の授業で行われ、高校生はグループごとに就職や結婚などの人生の節目の一つをテーマに、必要なお金を試算し目標額を達成するためどのように貯蓄していくかを考えました。真狩郵便局や近隣郵便局の局員の皆さんがグループに入り、高校生の意見にアドバイスしながら学習を進めていました。1月には3年生対象にも行われる予定です。



お問い合わせは教育委員会へ
TEL45-3336, FAX45-3338

真狩郵便局さんは村の人材バンク「まっかりマイスター」に登録しています。活用したいという方は、ぜひご相談ください。また、「まっかりマイスター」に登録していただける個人や団体を随時募集しています。詳細は教育委員会へお問い合わせください。

年末年始に係る休館及び休止のお知らせ

《真狩村公民館》 12月31日(日)～1月5日(金)
《高校体育館一般開放》 12月31日(日)

スクールガード実施のお知らせ

1月17日(水)～19日(金)
午前7時40分～午前8時20分
真狩小学校前、市街地交差点付近で行います。
どなたでもご参加ください。

公民館図書室だより



■開館 火～金曜日
午前9時～午後9時
土・日・祝日
午前9時30分～午後6時
■貸出 1人10冊、14日間

おすすめの本

「本売る日々」 青山文平

江戸時代、城下の店から村々を回って名主などに行商をしている本屋が出会った本に関わる三つのお話。

三話はそれぞれ人情話や怪異的な話などジャンルが異なっていたのと謎解きの要素もあり、飽きずにあつという間に読み終えることができました。

現代のように得たい情報や欲しい本が簡単に手に入らなかった時代に主人公である本屋と本を求める人々の本を愛する気持ちや本への向き合い方が丁寧に描かれていました。

気分転換にちょっと本を読もうかなと思った時に、是非手に取ってほしい一冊です。



図書室の新しい本

◆◆◆ 文芸 ◆◆◆

「レーエンデ国物語 喝采か沈黙か」 多崎礼
「君が手にするはずだった黄金について」 小川哲
「歌われなかった海賊へ」 逢坂冬馬
「列」 中村文則
「なれのはて」 加藤シゲアキ
「わたしに会いたい」 西加奈子

◆◆◆ 絵本・児童書 ◆◆◆

「まつうらさんとたびするほん」
タケシロードツアーG
「ほら、ここにいるよ」 ジェファーズ・オリヴァー
「ひをふくやま マグマのぼくはつ-火山のはなし-」
かこさとし
「なんとかなる木」 令丈ヒロ子【著】/浮雲宇一【絵】
「こいぬのともだち」 堀直子/いちかわなつこ

◆◆◆ その他 ◆◆◆

「リーダーは話し方が9割」 永松茂久
「これからの親の教科書-子どもも自分も一緒に成長できる」 廣津留真理
「子どもとの関係が変わる自分の親に読んでほしい本」 フィリッパ・ペリー/高山真由美
「もっと!とんでもないお菓子作り」 江口和明



正月太りを予防・解消しましょう！

内臓脂肪が過剰につくと、脂肪細胞から分泌される悪玉物質が増え、反対に善玉物質が低下することで、糖尿病や高血圧、脂質異常症等の生活習慣病を引き起こします。肥満を放置すると生活習慣病を悪化させ、血管を傷つけて動脈硬化を進ませてしまい、その結果、心筋梗塞や脳卒中等の命に関わる病気になる可能性が高まります。肥満や生活習慣病に移行しないよう、正月太りを予防・解消しましょう。

- 【予 防】 ☆お餅は血糖値を上げやすいため、食物繊維が豊富な食べ物と一緒にとる
- ☆お正月料理は味が濃いものが多いため、小皿にとって量に気をつける
- 【解 消】 ★生活リズムを改善する（遅い時間の食事はしない、睡眠をしっかり取る等）
- ★食事量は元に戻す程度にして極端に減らしすぎず、内容を意識する
- ★こまめな運動をする（動画を見ながらストレッチ、座りながら筋トレをする等）



2月29日はレディース検診です

日 時 令和6年2月29日（木） 8：30～13：30受付
 場 所 保健福祉センター
 内 容 子宮がん検診（満20歳以上の女性）、乳がん検診（満40歳以上の女性）

詳細は広報折込チラシ
をご覧ください



お問合せ

住民課保健係 ☎ 0136-45-3612

発信★子育て支援情報

真狩村地域子育て支援センター「ゆうゆう」

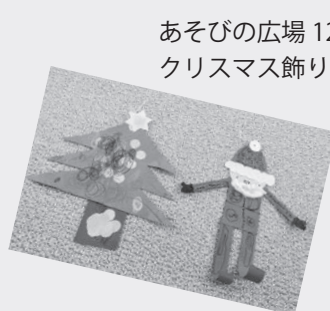
 月～金曜日（年末年始、祝日を除く）
 ・あそびのひろば 午前10時～午後4時
 ・子育て相談 午前8時45分～午後5時30分
 ☎0136-45-2181 FAX 0136-45-3528
 e-mail sien_yuyu@vill.makkari.lg.jp

子育て講座について

11月1日（水）、保健福祉センターにて足育講座を開催し、4組の親子が参加しました。足の成長やスニーカー、ブーツの選び方について学び、最後に親子遊びを楽しんでいました。



あみもの講座「手袋が完成！」



あそびの広場 12月
クリスマス飾りも力作です



子育て支援センターゆうゆうの
LINE 公式アカウント
お友達登録をお願いします♪



消防署だより ～年末年始の火災予防について

年末年始は休日が多く外出などで休日が多くなり、家を留守にする機会や事業所が無人になりがちです。火気の取扱いには十分注意しましょう。また、お出かけ前や就寝前には、もう一度火の元を確かめましょう。

- ①ストーブの周囲に燃えやすい物を置かないようにしましょう
- ②薪ストーブは、煙突清掃を必ず実施しましょう
- ③マッチやライターは、子どもの手の届かないところに置きましょう
- ④仏壇や神棚のロウソクは、その都度火を消しましょう
- ⑤大掃除の際は、住宅用火災警報器の清掃・点検を行いましょう



令和5年出初式の様子

【令和6年真狩消防出初式の開催について】

日時 令和6年1月8日（月）午前10時30分～
場所 消防署真狩支署庁舎前広場

お問い合わせ

真狩支署予防係 ☎ 0136-45-2319



「北方領土の日」特別啓発期間について

我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北海道では、2月7日の「北方領土の日」を中心に1月21日から2月20日の1か月間を特別啓発期間として設定し、1日も早い北方領土問題解決のため、日々、署名運動や啓発活動に取り組んでいます。期間中は役場内に署名コーナーを設けますので、返還要求運動へのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

総務課総務係 ☎ 0136-45-3610



自衛官を募集します



募集項目		受験資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生（第7回）	男子	採用予定月の1日現在 18歳以上33歳未満の者	1月15日～ 2月9日	2月16日・17日 ※いずれか1日
	女子			
自衛官候補生（第8回）	男子		2月13日～ 2月27日	3月3日
	女子			

※状況により試験日の変更の可能性があります。詳しくは、下記の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

倶知安地域事務所 ☎ 0136-23-3540

お知らせ

詳しくは関係機関に
お問い合わせください

知っていますか？ 道の「苦情審査委員会」

「北海道苦情審査委員」とは、道の機関が行った業務に関する苦情を、皆さんに代わって苦情審査委員が公平な立場から審査する制度です。

皆さん自身の利害に関する苦情であれば苦情審査委員に申立てができます。

審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。個人情報保護にも十分配慮します。

苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」又は各総合振興局の総務課です。

また申立て方法や申立書様式、リーフレット等は北海道の公式ホームページにも掲載しています。

道総合政策部知事室道政相談センター

☎011・204・5523
FAX 011・241・8181

雪おろし等除排雪作業時の 事故にご注意ください

これから本格的な降積雪期を迎えますが、豪雪地帯では、例年雪おろし等除排雪作業中の事故により、高齢者を中心に多くの人的被害が発生しています。

気象庁の3ヶ月予報では冬の型の気圧配置となり、暖冬との予報がありました。

一方で近年の傾向から、短期間に集中した重い雪が積もることが予想され、十分な備えが必要です。

「安全な装備で」「はしごは固定する」「作業は2人以上で」など、屋根雪おろし等の除排雪作業時の事故防止に向けた安全対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

自分の経験や体力を過信せず、家族や地域で声を掛け合いながら、万全の安全対策で行いましょう。

国土交通省国土政策局地方振興課

消費者トラブルに あったときは

「お試しのつもりで購入したら定期購入だった」、「SNSで知り合った人から投資で簡単に儲かると勧誘され、高額なマニュアルを契約してしまった」等の被害が広がっています。

トラブルに遭ったときは、ひとりで悩まず、まずは消費者ホットライン「188」またはお住いの消費者相談窓口にご相談ください。

○消費者ホットライン188
アナウンスに従って、自宅の郵便番号を入力すると、お住いの市町村など近くの窓口をご案内します。

※相談は無料ですが、ナビダイヤルの通話料がかかります。

【相談受付時間】

・平日 9時～17時
・土・日・祝日 10時～16時
○北海道立消費生活センター
☎050・7505・0999

【相談受付時間】

・平日 9時～午後4時30分
○北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課消費者安全係
☎011・231・4111

後期高齢者医療保険料 「第4期納期」のお知らせ

第4期納期：令和6年1月9日（火）まで

※次の事項にご留意ください。

- ①窓口納付の方は、納付通知書をご持参のうえ、役場出納室または同通知書に記載のある金融機関で納付してください。
- ②口座振替の方は、振替日（1月9日）の前までに、残高の確認をお願いします。
- ③年金特徴（年金からの天引き）の方は納付手続はありません。

※納付には、口座振替が便利です。役場、または次の金融機関で手続が可能です。

- ・北海道信用金庫真狩支店
- ・ようてい農業協同組合真狩支所
- ・ゆうちょ銀行（各店）

真狩駐在所

こたけさんのつぶやき

お巡りさん、落とし物です

勤労感謝の日、パトロールから戻ると駐在所の前で、小学6年生5人が待っていました。

子どもたちが「道端でお金を拾ったので届けに来た」と言うので確認してみると、封筒に「長芋代〇〇」と書いてあり、中にはお金が入っていました。


（※〇〇は落とし主の名字）


封筒に書かれた名字と、拾った場所付近で聞き込みを行ったところ、落とし主が判明！無事に落とし物を返すことができました。

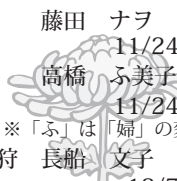
落とし主は子どもたちの善行に感激し、後日、親御さんと小学校へ感謝とお礼をされたそうです。

倶知安警察署真狩駐在所 ☎45-2110

人の動き

こんにちはよろしく
 共 明 長船 美波 みなみ
 11/ 1(寛)
 真 狩 富樫 棕 むく
 11/12(広介)


いつまでもお幸せに
 見 晴 野村 祐介 11/22
 真 狩 中嶋 美紀


ご冥福をお祈りします
 富 里 林 愛子 11/16 (77歳)
 社 藤田 ナヲ 11/24(93歳)
 社 高橋 ふ美子 11/24(99歳)
 ※「ふ」は「婦」の変体漢字
 真 狩 長船 文子 12/7(70歳)


世帯と人口 (12月19日現在) 前月末比

世帯	982戸 (-4)
人口	1,948人 (-7)
(男)	993人 (-3)
(女)	955人 (-4)

行政への苦情は行政相談委員へ
 行政とのパイプ役を務めておりますので、行政に対する苦情や要望、困っていることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。
 真狩村行政相談委員 遠藤美也子
 真狩村字真狩 44 番地 37 (☎ 0136-45-2764)

ご利用ください
ようてい地域消費生活相談窓口
 相談専用電話 0136-44-1600
 平日 午前8時40分～午後5時15分
 悪徳商法や商品の安全性などのご相談に専門相談員が対応します。お気軽にご相談ください。(従来どおり役場総務課総務係でも相談できます。)

しりべし弁護士相談センター
 後志地域のみなさんの法律相談をお受けします

1月の相談日程
 10日(水)・17日(水)・24日(水)・31日(水)

2月の相談日程
 7日(水)・14日(水)・21日(水)・28日(水)

- 事前予約制
- 予約受付 平日午前10時～午後4時
- 電話 0135 (62) 8373

「保育所でもちつき会」



広報まっかりでは、村内の四季や畑の様子などの日常を切り取った写真を募集しています。
【お問合せ・投稿】 企画情報課企画情報係
 ☎ kikaku@vill.makkari.lg.jp

初雪がどつどつ降り来て道悪く
 安全運転ゆっくりゆっくり
 大廣キヨノ

秋晴れのどうだんつじ真赤に燃えて
 心染められ釘付けの庭
 池田 清美

今日聞いて明日は忘れる花の名も
 片かな多く和名がほしい
 気田 シナ

友人の贈りし祝の免許証入れ
 五十六年安全見守る
 仁司 雅子

満水を知らせるタンクのポワポワポワ
 心を癒す水のメロデー
 筒井 淑子

人生のでこぼこ道も古い二人
 好きな道です「頑張ろうね」と
 谷口 安佐子

読まぬまま手をつけられぬあと八巻
 作者の逝った連載漫画
 伊藤 有一

ふるさと文芸



広報まっかりは FSC® 認証紙で印刷しています。